

## 1. 助成対象経費の見直し

区分	見直し検討項目	現状	関係者等からの意見	今後の助成の考え方	見直し案
使用料・賃借料	車両の使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の内容等を踏まえて判断している</li> </ul>	<p>【審査委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する自家用車を使用する場合、金額が高額であると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料・賃借料は、事業実施における必要性や、数量・金額・使用頻度等を踏まえて、総合的に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>レンタル・リース業を営む事業者への支払は、「使用料・賃借料」として整理する※。</li> <li>料金表等、金額の根拠資料の提供を求める場合がある。</li> </ul> <p>※上記以外の者（個人、任意団体、NPO法人その他のレンタル・リース業を事業としない者）への支払は、「借用謝礼（新設）」として整理し、上限額（日額10,000円まで）を定める。</p>
	会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の内容等を踏まえて判断している</li> <li>（報告時）費用内訳のわかる資料の添付を求めている</li> </ul>	<p>【審査委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人や活動団体が所有する会場や備品を使用する場合、金額が高額であると思われる。</li> </ul>		
報償費	ボランティア謝礼	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師等謝礼については区分ごとに上限金額を定めているが、ボランティア謝礼は金額や支払先に係る制限を定めていない</li> <li>人件費に相当するもの（活動団体で雇用しているスタッフへの給与等）は助成対象外としている</li> </ul>	<p>【審査委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払先について、一定の制限を設けるべき。（構成員が活動団体から給与等を受けている場合の謝金は対象外経費とすることが適当）</li> <li>ボランティア謝礼が高額であると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員が活動団体から給与等を受けている場合、ボランティア謝礼は助成対象外とする。（助成対象となるボランティア謝礼と人件費とを明確に区別する）</li> <li>活動内容や借用物品に見合った、社会通念に即した適正な金額を報償費として認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員が活動団体から給与等を受けて申請事業に従事する時間は、ボランティア謝礼の助成対象外とする。</li> <li>ボランティア謝礼について目安額を設ける。（1人につき日額10,000円まで（1時間当たり1,250円））</li> <li>資格や専門的なスキルを要する場合等、目安額を超えて謝礼を支払う場合は、申請書にその理由を明記する。</li> </ul>
	借用謝礼（新設）	(なし)	(なし)		<ul style="list-style-type: none"> <li>借用謝礼について上限額を設ける。（日額10,000円まで）</li> </ul>
役務費	通信費・広告料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の内容等を踏まえて判断している</li> <li>申請事業を実施するのに必要な費用に限る</li> </ul>	<p>【活動団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業に関する分の通信費は助成対象経費として認めてほしい</li> </ul> <p>【審査委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用性が高く、経常経費の側面が強いもの（HPの管理料、ドメイン費など）は認めるべきではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成事業に係る通信費・広告料は、活動団体の維持運営に伴う経費と明確に区別できる場合は助成対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに電話回線を開設したり、有料サービスを契約するなど、事業を実施するのに必要な費用に限る（活動団体の維持運営のために利用する回線・サービス等の利用料金と事業実施に必要な回線・サービス等の利用料金とを区別できず、明細等により切り分けられない場合は助成対象外とする。）</li> </ul>
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>（申請時）委託費の発注見込額の合計額が10万円以上の場合、「理由書」+「見積書」の提出を求めている</li> </ul>	<p>【審査委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の全部又は大部分を委託するような事業は、市民まちづくり活動といえるのか疑義を感じる。</li> <li>活動団体の構成員や構成員が所属する企業・団体への委託については、一定の制限をするべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務の範囲、委託先の選定、金額等を踏まえて、妥当であるのか総合的に判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を事業とする事業者※1への支払いは、「委託費」として整理する※2。</li> <li>（申請時）「理由書」+「見積書」の提出を必須とする。また、構成員が所属する企業・団体に委託する場合は、その理由について記載を求める。</li> <li>（報告時）「領収書」+「請求書（費用内訳のわかるもの）」の提出を必須とする。</li> </ul> <p>※1 個人事業主を含む。</p> <p>※2 上記以外の者（個人、任意団体、NPO法人その他の委託業務を事業としない者）への支払は、「ボランティア謝礼」として整理し、目安額（1人につき日額10,000円まで）を定める。</p>
人件費（テーマ指定助成のみ）	人件費 (活動団体で雇用しているスタッフへ支払う給与（助成事業への従事時間に限る）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ指定助成のみ認めている</li> <li>助成対象事業費の20%を上限としている</li> </ul> <p>【参考】人件費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響でまちづくり活動が停滞していたところ、団体からの要望を受け、R2年度本部委員会（コロナ禍のためメール開催）において、団体の活動基盤強化（財政支援）及び人材不足（人的支援）を補うため、新型コロナウイルス感染症対策支援基金（テーマ指定助成）について、人件費を認めた</li> <li>R5年度本部委員会において、新テーマ（UWS）につき、引き続き人件費を認めた</li> </ul>	<p>【活動団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ指定助成以外にも、事業に関する業務に従事する分の人件費について、助成対象経費として認めてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後のテーマ指定助成に関する取扱いと併せて検討する。</li> </ul>	(なし)